

## 監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年2月26日

|         |       |
|---------|-------|
| 奈良県監査委員 | 廣野隆信  |
| 同       | 岸秀隆   |
| 同       | 神田加津代 |
| 同       | 大國正博  |

# 監 査 結 果 報 告 書

平成 25 監査年度 第 2 回

(平成 25 年 11 月～平成 25 年 12 月定期監査)

(平成 26 年 1 月随時監査)

(平成 26 年 1 月財政的援助団体等監査)

(平成 24 年 12 月～平成 26 年 2 月行政監査)

平成 2 6 年 2 月

奈 良 県 監 査 委 員

## 目 次

|    |                                   |    |
|----|-----------------------------------|----|
| 第1 | 定期監査 -----                        | 1  |
|    | 1 監査の実施方針 -----                   | 1  |
|    | 2 監査における重点事項 -----                | 1  |
|    | 3 委員実地監査実施日 -----                 | 2  |
|    | 4 監査対象機関 -----                    | 2  |
|    | 5 監査の結果 -----                     | 3  |
|    | (1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----            | 3  |
|    | (2) 指摘等の内容 -----                  | 4  |
|    | (3) 所属別 -----                     | 6  |
|    | ア. 本庁                             |    |
|    | 県土マネジメント部 -----                   | 6  |
|    | イ. 出先機関                           |    |
|    | 知事公室 -----                        | 6  |
|    | 総務部 -----                         | 7  |
|    | 地域振興部 -----                       | 7  |
|    | 健康福祉部 -----                       | 8  |
|    | こども・女性局 -----                     | 8  |
|    | 医療政策部 -----                       | 9  |
|    | くらし創造部 -----                      | 9  |
|    | 産業・雇用振興部 -----                    | 9  |
|    | 農林部 -----                         | 9  |
|    | 県土マネジメント部 -----                   | 10 |
|    | まちづくり推進局 -----                    | 13 |
|    | 教育委員会 -----                       | 13 |
|    | 警察本部 -----                        | 15 |
| 第2 | 随時監査 -----                        | 15 |
| 第3 | 財政的援助団体等監査 -----                  | 16 |
|    | 1 監査の実施方針 -----                   | 16 |
|    | 2 監査実施団体の概要及び監査の結果 -----          | 16 |
|    | 公立大学法人奈良県立医科大学 -----              | 16 |
|    | 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター -----        | 20 |
|    | 奈良市場冷蔵株式会社 -----                  | 22 |
|    | 奈良県商工会連合会 -----                   | 23 |
|    | ムジークフェストなら2012実行委員会 -----         | 23 |
|    | 有限会社ハードボールテニス -----               | 25 |
|    | 青垣協同組合グループ -----                  | 25 |
| 第4 | 行政監査 -----                        | 26 |
|    | 1 監査の概要 -----                     | 26 |
|    | 2 奈良県における未収金の状況 -----             | 28 |
|    | 3 監査の結果 -----                     | 29 |
|    | 4 債権管理に関する都道府県の状況 -----           | 38 |
|    | 5 本県における取り組み -----                | 40 |
|    | 6 監査意見 -----                      | 41 |
|    | 【参考】 税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針 ----- | 43 |

## 第1 定期監査

### 1 監査の実施方針

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立って厳正に実施した。

### 2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、平成25監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

#### (1) 税外未収金等にかかる債権管理について

奈良県の財政環境が一段と厳しさを増す中、「未収金対策の推進」は、財源の確保と負担の公平性の観点から、「奈良県新行政経営プログラム（平成23年2月策定）」の重点的に取り組む事項のひとつとなっており、未収金対策推進連絡会議を通じて、情報交換や有効な手法の検討を行うなど、全庁的かつ適切な債権管理に取り組んでいるが、税外未収金における個別の取組等は、各部局によって差がある状況である。

「税外未収金の縮減」については、平成23年度奈良県歳入歳出決算審査意見書で、「未収金対策は重要な課題であり、より全庁的かつ適切な債権管理が強く求められているところである。今後も新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細やかな収納対策の推進に努められたい」と意見を述べたところである。

そこで、税外未収金等にかかる収納事務について、法令等に基づいて適切に行われているかなどを、経済性、効率性及び有効性の観点から検証し監査を行う。

#### (2) 県単独補助金及び委託費にかかる実績・履行確認について

補助金交付事務は、奈良県補助金等交付規則や各補助金交付要綱等に基づき実施されているところであるが、補助金交付事務において特に重要な手続である交付すべき補助金等の額を確定するために実施する実績報告にかかる審査・調査については、具体的に規定されていないことから、所管課における判断により実施されており、所管課によって差がある状況にある。

また、近年、複雑で多様な業務が増加している委託契約についても、契約の履行・完了確認のための検査が地方自治法により定められているものの、検査方法についての具体的な規定がないことから、補助金交付事務の場合と同様の課題が認められるところである。

そこで、県単独補助金と委託費にかかる所管課が行う実績・履行確認事務につい

て適正に実施されているか監査を行う。

### (3) 随意契約の締結について

随意契約の締結については、平成24監査年度の監査重点事項として監査を実施したところであるが、平成24年7月2日付けで総務部長・会計局長の連名により「随意契約の締結に関する取扱基準について（平成20年3月24日付会計局長通知）」の一部改正と適用の徹底を求める通知が全庁に対して発出された。

そこで、平成24監査年度の監査結果を踏まえつつ、上記通知が各所属において徹底され、随意契約の締結にかかる事務処理が適正に実施されているか監査を行う。

## 3 委員実地監査実施日

平成25年11月6日～平成25年12月19日

## 4 監査対象機関

出先機関の17所属については実地監査、73所属については書面監査を執行した。

| 所 管 部 局      | 実地 | 書面 | 所 管 部 局           | 実地 | 書面 |
|--------------|----|----|-------------------|----|----|
| 知 事 公 室      | 1  |    | 産 業 ・ 雇 用 振 興 部   |    | 2  |
| 総 務 部        | 5  | 1  | 農 林 部             | 4  | 1  |
| 地 域 振 興 部    |    | 4  | 県 土 マ ネ ジ ム ン ト 部 | 7  | 1  |
| 健 康 福 祉 部    |    | 5  | ま ち づ くり 推 進 局    |    | 4  |
| こ ども ・ 女 性 局 |    | 3  | 教 育 委 員 会         |    | 36 |
| 医 療 政 策 部    |    | 3  | 警 察 本 部           |    | 11 |
| く ら し 創 造 部  |    | 2  | 合 計               | 17 | 73 |

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査：監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

## 5 監査の結果

### (1) 部局別指摘事項等件数一覧

|           | 指摘事項 |    |    |    |     |    | 注意事項 |    |    |    |    |    |     | 意見 |    |    |     | 合計 |
|-----------|------|----|----|----|-----|----|------|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
|           | 収入   | 支出 | 契約 | 委託 | 負担金 | 物品 | 収入   | 支出 | 契約 | 委託 | 工事 | 財産 | その他 | 支出 | 契約 | 工事 | その他 |    |
| 知事公室      |      |    |    |    |     |    |      | 1  |    |    |    |    |     |    | 1  |    |     | 2  |
| 総務部       |      |    |    |    |     |    | 1    |    |    |    | 1  | 1  |     |    |    |    |     | 3  |
| 地域振興部     | 1    |    |    |    |     | 1  |      | 1  |    |    |    |    |     |    |    |    | 1   | 4  |
| 健康福祉部     | 1    | 1  |    |    |     |    | 1    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |     | 3  |
| こども・女性局   |      | 1  | 1  |    |     |    |      |    |    |    |    |    |     |    |    |    |     | 2  |
| くらし創造部    |      |    | 1  |    |     | 1  |      |    |    |    |    |    |     |    |    |    |     | 2  |
| 農林部       |      |    |    |    |     |    | 1    |    |    | 1  |    |    |     |    |    |    |     | 2  |
| 県土マネジメント部 | 1    |    | 3  | 2  | 1   | 1  | 5    | 1  | 1  | 1  |    |    | 1   | 2  | 1  | 2  | 1   | 23 |
| 教育委員会     |      | 1  |    | 1  |     |    |      | 3  |    |    |    |    |     |    |    |    |     | 5  |
| 警察本部      |      |    |    |    |     |    |      | 1  |    |    |    |    |     |    |    |    |     | 1  |
| 小計        | 3    | 3  | 5  | 3  | 1   | 3  | 8    | 7  | 1  | 2  | 1  | 1  | 1   | 2  | 2  | 2  | 2   | 47 |
| 合計        | 18   |    |    |    |     |    | 21   |    |    |    |    |    |     | 8  |    |    |     |    |

#### ※ 定期監査の結果の取扱基準

##### 1 指摘

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ① 法令等に著しく違反している事項
- ② 故意又は重大な過失による事項
- ③ 著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④ 既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

##### 2 注意

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

##### 3 意見

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘事項

| 項 目  |        | 内 容                           | 件数 | 対象所属                 |
|------|--------|-------------------------------|----|----------------------|
| 収入関係 | 未収金 *  | 生活保護費返還金の未収金について              | 1  | 中和福祉事務所              |
|      |        | 河川占用料の未収金について                 | 1  | 桜井土木事務所              |
|      | 調定事務   | 行政財産使用料の調定について                | 1  | 万葉文化館                |
| 支出関係 | 会計処理   | 委託料の支払い年度の誤りについて              | 1  | 中和福祉事務所              |
|      |        | 支出科目について                      | 1  | 精華学院                 |
|      |        | 支出にかかる事務処理について                | 1  | 十津川高等学校              |
| 契約   | 契約事務 * | 契約事務について                      | 3  | 精華学院、奈良土木事務所、吉野土木事務所 |
|      |        | 保守点検業務の契約事務について               | 1  | 檀原公苑                 |
|      |        | 補償金提示書の発行日及び有効期限について          | 1  | 宇陀土木事務所              |
| 委託   | 委託事務   | 雪寒対策業務にかかる委託料の算定について          | 1  | 奈良土木事務所              |
|      |        | * 委託費の履行確認及び委託契約書にかかる記載事項について | 1  | 郡山土木事務所              |
|      |        | * 委託業務の履行確認について               | 1  | 奈良東養護学校              |
| 負担金  | 負担金    | 負担金の支出について                    | 1  | 桜井土木事務所              |
| 物品   | 物品管理   | 郵便切手の購入について                   | 1  | 万葉文化館                |
|      |        | 重要物品の管理について                   | 1  | 食品衛生検査所              |
|      |        | 物品の購入について                     | 1  | 五條土木事務所              |

\*印は、平成25監査年度における重点項目

(イ) 注意事項

| 項 目  | 内 容    | 件数                              | 対象所属                                |
|------|--------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 収入関係 | 未収金 *  | 児童福祉施設使用料の未収金について               | 1 登美学園                              |
|      |        | * 税外未収金について                     | 4 東部農林振興事務所、高田土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所 |
|      |        | * 道路占用料の算定について                  | 1 高田土木事務所                           |
|      | 調定事務   | 課税事務について                        | 1 高田県税事務所                           |
|      | 収納管理 * | 不納欠損処分について                      | 1 県土マネジメント部企画管理室                    |
| 支出関係 | 会計処理   | 公共料金の資金前渡について                   | 1 万葉文化館                             |
|      |        | 継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて        | 1 五條土木事務所                           |
|      |        | 非常勤講師の報酬の支払いについて                | 1 西和養護学校                            |
|      |        | 支出に係る事務処理について                   | 1 樞原警察署                             |
|      | 給与・手当  | 嘱託職員及び日々雇用職員にかかる通勤手当額の決定について    | 1 東京事務所                             |
|      |        | 通勤手当の支給について                     | 2 桜井高等学校、吉野高等学校                     |
| 契約   | 契約事務 * | 随意契約の締結について                     | 1 吉野土木事務所                           |
| 委託   | 委託事務 * | 委託費の履行確認について                    | 1 中部農林振興事務所                         |
|      |        | 雪寒対策業務にかかる委託料の算定について            | 1 五條土木事務所                           |
| 工事   | 工事 *   | 自動ドア化及びパーテーション設置工事等の施行状況写真等について | 1 自動車税事務所                           |
| 財産   | 財産管理   | 公有財産の管理について                     | 1 桜井県税事務所                           |
| その他  | その他    | 内部統制について                        | 1 吉野土木事務所                           |

(ウ) 意見

| 項 目  | 内 容    | 件数                        | 対象所属             |
|------|--------|---------------------------|------------------|
| 支出関係 | 会計処理   | NHK受信料の支出について             | 1 高田土木事務所        |
|      |        | 物件移転補償金の算定について            | 1 五條土木事務所        |
| 契約   | 契約事務 * | 委託にかかる業者選定について            | 1 東京事務所          |
|      |        | 土地の賃貸契約について               | 1 奈良土木事務所        |
| 工事   | 工事 *   | 調査・設計業務委託及び工事請負における契約について | 1 県土マネジメント部企画管理室 |
|      |        | * 工事請負における契約事務について        | 1 桜井土木事務所        |
| その他  | その他    | 内部統制について                  | 2 万葉文化館、五條土木事務所  |

\*印は、平成25監査年度における重点項目

## (3) 所属別

## ア 本庁

| 部 局 名         | 所 属 名 | 実施年月日       | 監 査 結 果   |
|---------------|-------|-------------|---|
| 県土マネジメ<br>ント部 | 企画管理室 | 1 1 月 6 日   | <p><b>不納欠損処分について</b></p> <p>各土木事務所における不納欠損処分予定の債権について、企画管理室でとりまとめ事務処理を行っているが、河川占用料において、土木事務所が不納欠損処分を依頼したにもかかわらず、企画管理室の確認不足により不納欠損処理が行われなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努められたい。(注意事項)</p>   |
|               |       | 1 2 月 1 9 日 | <p><b>調査・設計業務委託及び工事請負における契約について</b></p> <p>平成24年度及び平成25年度の災害関連等に伴うかい(土木事務所)における調査・設計業務委託契約及び工事請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することが出来ないとき)に基づく特命随意契約を行っているものの、一体的な発注がより妥当性があると考えられる案件が散見された。</p> <p>特命随意契約を行うにあたっては、事前に十分な調査・検討を行い慎重な対処が求められるのでかいを適切に指導されたい。</p> <p>また、かい執行の限度額については、調査・設計業務委託等については1,000万円、工事請負契約については5,000万円とされているが、特に緊急かつ早急な執行を要する工事等の限定的な事案に関しては、かいの効果的な事務執行の観点からその限度額のあり方について慎重な検討が望まれる。(意見)</p> <p>【土木事務所の所管課に対する意見】</p> |

## イ 出先機関

| 部 局 名   | 所 属 名 | 実施年月日     | 監 査 結 果  |
|---------|-------|-----------|--|
| 知 事 公 室 | 東京事務所 | 1 1 月 8 日 | <p><b>嘱託職員及び日々雇用職員にかかる通勤手当額の決定について</b></p> <p>東京事務所で採用する嘱託職員及び日々雇用職員について、通勤報償費(通勤手当に相当する給与)を支給していたにもかかわらず、当該職員より通勤届を徴していなかった。</p> <p>嘱託職員及び日々雇用職員に支給する通勤手当は、総務部長通知により、常勤職員に対して支給される通勤手当の例によるものとされ、通勤手当に関する規則において、通勤届の提出に基づき支給すべき額の決定をしなければならないことが定められている。</p> <p>今後は、規則及び通知等に基づき、適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p><b>委託にかかる業者選定について</b></p> <p>委託契約において、特定の業者からの見積徴収による随意契約が散見された。業者の選定にあたっては、特定業者に偏らないように検討し、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。</p> |

|       |         |        | (意見)  |
|-------|---------|--------|---|
| 総務部   | 自治研修所   | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。  |
|       | 奈良県税事務所 | 11月19日 | 同上  |
|       | 高田県税事務所 | 12月17日 | <b>課税事務について</b><br>不動産取得税において、所有権一部移転に伴う課税を行ったが、贈与割合錯誤の申立により課税取消を行ったにもかかわらず、正しい贈与割合に対して、課税されていないものが認められた。<br>また、個人事業税では、開業直後の納税義務者等に対し、課税前に申告所得調査を実施しているが、この調査は参考資料であり課税に不可欠ではないにもかかわらず、未回答を理由に翌年度まで課税されていないものが認められた。<br>課税の遅延は、納税義務者への過度な負担や滞納にもつながりかねないことから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正な課税事務の処理に努めるべきである。(注意事項)   |
|       | 桜井県税事務所 | 11月6日  | <b>公有財産の管理について</b><br>建物の取り壊しに伴う公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への抹消が漏れているものが認められた。<br>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)   |
|       | 吉野県税事務所 | 11月6日  | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。  |
|       | 自動車税事務所 | 11月21日 | <b>自動ドア化及びパーテーション設置工事等の施工状況写真等について</b><br>自動ドア化及びパーテーション設置工事等において、目視による履行確認は行われていたが写真による施工状況等が確認出来ない案件が認められた。<br>自動ドア化及びパーテーション設置工事等については、施工前・施工中・施工後等の写真による確認を行うべきであり、請負業者への指導及び所内でのチェックも強化すべきである。(注意事項)   |
| 地域振興部 | 万葉文化館   | 12月17日 | <b>行政財産使用料の調定について</b><br>行政財産使用許可にかかる使用料について、調定期の遅延が散見された。また、納期限を大幅に過ぎているにもかかわらず、督促を行っていなかった。<br>使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条の規定により、使用料の額の定めが年額である場合において分割納付を認めた場合にあつては、毎月25日までとなっている。<br>また、債務者への督促については、時効の中断事由や延滞金の発生根拠となるものである。<br>今後は、適時に調定を行うとともに、督促等の徴収事務については適切な事務処理を行うべきである。(指摘事項)<br><b>郵便切手の購入について</b><br>郵便切手について、年間使用量に比べて残高が十分あるにもかかわらず、多額に購入されていた。 |

|         |                        |        |  |
|---------|------------------------|--------|--|
|         |                        |        | <p>購入にあたっては、使用の見込量に応じて、必要量を購入すべきである。(指摘事項)</p> <p><b>公共料金等の資金前渡について</b></p> <p>公共料金自動口座振替払いの電話代(節: 役務費)の支払において資金前渡の残高不足が生じ、他の経費として資金前渡された水道代(節: 需用費その他)から一時的に支払っているものが認められた。</p> <p>当該経費は包括的な資金前渡により支出を行っており、それぞれの経費ごとに残高不足による振替不能が起こらないよう資金管理を徹底することとされているところである。</p> <p>今後、奈良県会計規則に基づき適正な支出事務処理を行うべきである。(注意事項)</p> <p><b>内部統制について</b></p> <p>今回の監査において、行政財産使用料の調定事務等、会計事務に一部適正とはいえない事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p> |
|         | 美術館                    | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
|         | 民俗博物館                  | 12月17日 | 同 上  |
|         | 文化会館                   | 12月17日 | 同 上  |
| 健康福祉部   | 中和福祉事務所                | 12月17日 | <p><b>生活保護費返還金の未収金について</b></p> <p>生活保護費返還金において未収金の大幅な増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、今後も一層、収納の促進に努められたい。(指摘事項)</p> <p><b>委託料の支払い年度の誤りについて</b></p> <p>前年度に委託業務が完了しているにもかかわらず、新年度予算で支出されているものが認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、会計年度独立の原則に基づき適正な予算執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>   |
|         | 心身障害者福祉センター            | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
|         | 視覚障害者福祉センター            | 12月17日 | 同 上  |
|         | 身体障害者更生相談所(知的障害者更生相談所) | 12月17日 | 同 上  |
|         | 登美学園                   | 12月17日 | <p><b>児童福祉施設使用料の未収金について</b></p> <p>児童福祉施設使用料において未収金の増加が認められた。</p> <p>新たな滞納の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、面談指導による未収金の回収に努められているが、より一層早期収納に努めるとともに、新たな未収金の発生防止に努められたい。(注意事項)</p>  |
| こども・女性局 | 高田こども家庭相談センター          | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |

|          |            |        |  |
|----------|------------|--------|--|
|          | 精華学院       | 12月17日 | <b>契約事務について</b><br>ビジネスホンの賃貸借において、覚書により長期にわたる賃貸借契約を締結しており、かつ、契約不履行の場合は損害賠償金を規定しているものが認められた。<br>長期継続契約や債務負担行為などによるもののほかは、当該契約を締結することはできないものである。今後は、適正な契約事務を行うべきである。(指摘事項)   |
|          | 女性センター     | 12月17日 | <b>支出科目について</b><br>プール使用にかかる消毒用次亜塩素酸ソーダの購入において、前年度に引き続き、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。(指摘事項)  |
| 医療政策部    | 葛城保健所      | 12月17日 | 同 上  |
|          | 桜井保健所      | 12月17日 | 同 上  |
|          | 薬事研究センター   | 12月17日 | 同 上  |
| くらし創造部   | 榎原公苑       | 12月17日 | <b>保守点検業務の委託契約について</b><br>前年度において、奈良県契約規則で定める額を超えて随意契約を締結していたとして「注意」した吸収式冷温水機保守点検業務及び調光装置等保守点検業務にかかる委託契約について、明確な根拠なく業務を分割して前年度と実質的に同一の業者と1号少額随意契約を締結し、また、結果としてそれぞれの契約の総額は前年度と同額となっており、著しく不適正なものとなっていた。<br>このような契約の締結は、地方自治体の契約は一般競争入札によるものとする地方自治法の原則を大きく損なうものであり、今後は、契約事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、県民に対する説明責任が十分果たせるよう、厳正厳格に取り組まれない。(指摘事項) |
|          | 食品衛生検査所    | 12月17日 | <b>重要物品の管理について</b><br>重要物品である備品について、備品管理簿への記載がされておらず、また、会計管理者への財産調書の報告漏れが認められた。<br>今後、備品管理簿の記載及び重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)  |
| 産業・雇用振興部 | 産業会館       | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
|          | 奈良しごとiセンター | 12月17日 | 同 上  |
| 農 林 部    | 北部農林振興事務所  | 11月21日 | 同 上  |
|          | 中部農林振興事務所  | 12月17日 | <b>委託費の履行確認について</b><br>委託業務において、実績報告の収支精算書の予算額に記載誤りがあるにもかかわらず、実績報告書を受領し、履行確認を適正として処理しているものが認められた。<br>当該委託業務についての委託料精算には支障がなかったが、今後は、決裁過程におけるチェック体制   |

|           |           |        |  |
|-----------|-----------|--------|--|
|           |           |        | を強化し、適正な履行の確認に努められたい。<br>(注意事項)  |
|           | 東部農林振興事務所 | 11月14日 | <b>税外未収金について</b><br>所得税の源泉徴収状況調査で徴収漏れが判明した平成20～21年度分の委託料において、所得税相当額を県に返還していない未収金が2件認められた。<br>今後は、関係課と連携し未収金解消に努められたい。<br>(注意事項)  |
|           | 南部農林振興事務所 | 11月14日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
|           | 畜産技術センター  | 12月17日 | 同 上  |
| 県土マネジメント部 | 奈良土木事務所   | 11月19日 | <b>契約事務について</b><br>原材料の単価契約において、予定単価及び予定数量を決定せず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による少額随意契約で業者を決定している事例が認められた。また、奈良県契約規則第16条第1項第2号により原材料の単価による契約にあつては、予定単価に購入予定数量を乗じて得た金額が160万円を超えない範囲で随意契約が可能であるが、年間購入金額がこの額を超えていた。さらに、この年間購入金額については、かい長に委任されている契約締結できる金額を上回っていた。<br>今後は、地方自治法及び奈良県契約規則に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。<br>(指摘事項)<br><b>雪寒対策業務にかかる委託料の算定について</b><br>前年度に引き続き、委託料の算定誤りが認められた。関係通知に基づき算定誤りを適正に処理し、今後の事務処理にあたっては、誤りが起こらないようチェック体制を強化すべきである。(指摘事項)<br><b>土地の賃借契約について</b><br>警報施設の電柱にかかる土地賃借契約において、賃借開始時に当時の道路占用料条例に準拠してその単価により契約を交わしていたが、その条例が改正され単価が減額されても考慮することなく従来と同額で契約していた。また、契約更新時において登記簿等により適正な契約相手かどうかの確認がされていなかった。<br>今後、契約締結の際には、契約内容の精査を十分にいき適切な事務処理に努められたい。(意見) |
|           | 郡山土木事務所   | 11月21日 | <b>委託費の履行確認及び委託契約書にかかる記載事項について</b><br>機械警備委託業務において、契約書及び仕様書に記載する警備状況報告書を委託事業者から提出させていないものが認められた。<br>また、長期継続契約であるにも関わらず、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行通知に定められた予算の減額又は削除に係る契約の解除等の条項が記載されていなかった。<br>今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め委託業務の適正な履行の確認及び検査に努めるとともに、施行通知に定められた事項を   |

|         |        |  |
|---------|--------|--|
| 高田土木事務所 | 12月19日 | <p>記載した契約書を作成すべきである。(指摘事項)</p> <p><b>道路占用料の算定について</b><br/> 道路占用料の算定において、事務処理を誤ったため2件の徴収不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。<br/> (注意事項)</p> <p><b>税外未収金について</b><br/> 所得税の源泉徴収状況調査で徴収漏れが判明した平成20年度分の委託料において、所得税相当額を県に返還していない未収金が1件認められた。<br/> 今後は、関係課と連携し未収金解消に努められたい。<br/> (注意事項)</p> <p><b>NHK受信料の支出について</b><br/> NHK受信料の支出において、1年分一括払いにより支出すべきところを、馬見丘陵公園館が「かい」として独立する際の当事務所の手続きが不十分であったため、分割払いとなりそれに対応する経費を支出していた。<br/> 地方公共団体の支出は、経済性・効率性の観点から限られた財源を無駄のないよう配慮することが不可欠であるので、今後は、より効率的な事務処理に努められたい。<br/> (意見)</p>   |
| 桜井土木事務所 | 11月6日  | <p><b>河川占用料の未収金について</b><br/> 河川占用料において、未収金の増加が認められた。また、催告を行っていないなど徴収努力の不足も認められた。<br/> 今後は、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」及び「道路占用料及び河川占用料の滞納処分に係る事務処理要綱」に基づき、適正な債権管理と収納促進に努めるべきである。<br/> (指摘事項)</p> <p><b>負担金等の支出について</b><br/> 講習受講料等の負担金の支出において、債権者の請求書を徴することなく支出を行っている事例が2件認められた。<br/> 奈良県会計規則により支出は債権者の請求書に基づいて行わなければならないところであるが、これらは、担当者による確認と内部のチェックが不十分であったことが原因と考えられる。<br/> 今後、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。<br/> (指摘事項)</p> <p><b>工事請負における契約事務について</b><br/> 同一路線の工事請負契約において、本体の工事とは別に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に基づく特命随意契約により契約を締結しているものが見受けられた。また、その本体工事についても、相当額の変更契約(19.9%増)が行われており、随意契約工事と合わせると43.7%もの増額となっている。<br/> 工事を発注するにあたっては、事前に十分な調査・調整を行い、契約期間中に極力別途発注及び大きな設計変更が生じないように努めるべきであり、また、やむを得ず特命随意契約及び設計変更をするにあた</p> |

|         |        |   |
|---------|--------|---|
|         |        | <p>っては、十分説明責任を果たせるよう、厳格かつ慎重に行われたい。(意見)</p>  |
| 宇陀土木事務所 | 11月14日 | <p><b>補償金提示書の発行日及び有効期限について</b><br/> 地権者に対して提示する補償金提示書について、発行日及び有効期限が記載されていないものが多数見受けられた。<br/> 補償金提示書は、地権者、土木事務所の双方にとって、適正な交渉・契約を担保するきわめて重要な書類であるから、発行日及び有効期限を必ず記載するよう取り扱われたい。(指摘事項)</p>   |
| 吉野土木事務所 | 12月19日 | <p><b>契約事務について</b><br/> 原材料の単価契約において、契約伺を作成しなかったため、必要な決裁を受けずに契約を締結しているものが認められた。<br/> また、年間購入金額については、かい長に委任されている契約締結できる金額を上回っていた。さらに、一回当たりの発注額が50万円以上であるにも関わらず、物品検収調書を作成していなかった。<br/> 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>税外未収金について</b><br/> 所得税の源泉徴収状況調査で徴収漏れが判明した平成19～21年度分の委託料において、所得税相当額を県に返還していない未収金が1件認められた。<br/> 今後は、関係課と連携し未収金解消に努められたい。(注意事項)</p> <p><b>随意契約の締結について</b><br/> 前年度に引き続き、随意契約の締結について不適正な事例が認められた。これは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による少額随意契約を締結するにあたり、見積書依頼文を作成せず、1者から見積書を徴したのみで見積合わせを行っていなかったものである。<br/> 今後は、競争性・透明性・公平性の観点から、見積書依頼文を発出したうえ、適正な見積合わせを経て業者決定するべきである。(注意事項)</p> <p><b>内部統制について</b><br/> 前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても、契約事務、未収金の取り扱い等について不適正な事務処理が多々認められた。<br/> 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(注意事項)</p> |
| 五條土木事務所 | 12月19日 | <p><b>備品の購入について</b><br/> 備品の購入に際し、不適切な事例が認められた。<br/> 平成24年度における備品の購入の際、物品購入調書の作成にあたりすべて決裁を得ておらず、担当者が調書を作成するに留まっていた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められており、所属長の決裁は必要不可欠なものである。</p>  |

|          |                              |          |  |
|----------|------------------------------|----------|--|
|          |                              |          | <p>また、チェーンソー及び高圧洗浄機の支出について、支払遅延防止法に定める期日から遅延して支払われていた。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。<br/>(指摘事項)</p> <p><b>税外未収金について</b></p> <p>所得税の源泉徴収状況調査で徴収漏れが判明した平成19年度分の委託料において、所得税相当額を県に返還していない未収金が2件認められた。</p> <p>今後は、関係課と連携し未収金解消に努められたい。<br/>(注意事項)</p> <p><b>雪寒対策業務にかかる委託料の算定について</b></p> <p>雪寒対策業務にかかる委託料の算定において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制の充実に努められたい。<br/>(注意事項)</p> <p><b>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて</b></p> <p>公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。</p> <p>自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。<br/>(注意事項)</p> <p><b>物件移転補償金の算定について</b></p> <p>物件移転補償金の算定について検討を要する事例が認められた。</p> <p>管内の村が所有・管理する水道管が支障となったので、これを移転するための補償金を算定するにあたり、同村からの経費見積書をその根拠としたものである。比較検討するための額を別に作成または入手し、補償額の妥当性・適正性を確保するよう努めるべきである。<br/>(意見)</p> <p><b>内部統制について</b></p> <p>今回の監査において、収入・支出事務、業務委託等について一部適正といえない事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。<br/>(意見)</p> |
|          | ヘリポート管理事務所                   | 12月17日   | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
| まちづくり推進局 | 地域デザイン推進課（旧JR奈良駅連続立体・街路事務所分） | 12月17日   | 同 上  |
|          | 馬見丘陵公園館                      | 12月17日   | 同 上  |
|          | 平城京歴史館                       | 12月17日   | 同 上  |
|          | 県営住宅管理事務所                    | 12月17日   | 同 上  |
|          | 教育委員会                        | 社会教育センター | 12月17日   |

|            |        |   |
|------------|--------|---|
| 教育研究所      | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。  |
| 高円高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 生駒高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 奈良北高等学校    | 12月17日 | 同 上   |
| 郡山高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 大和中央高等学校   | 12月17日 | 同 上   |
| 法隆寺国際高等学校  | 12月17日 | 同 上   |
| 西和清陵高等学校   | 12月17日 | 同 上   |
| 添上高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 二階堂高等学校    | 12月17日 | 同 上   |
| 磯城野高等学校    | 12月17日 | 同 上   |
| 畝傍高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 高取国際高等学校   | 12月17日 | 同 上   |
| 奈良情報商業高等学校 | 12月17日 | 同 上   |
| 桜井高等学校     | 12月17日 | <b>通勤手当の支給について</b><br>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。<br>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。<br>(注意事項)  |
| 大宇陀高等学校    | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。  |
| 榛生昇陽高等学校   | 12月17日 | 同 上   |
| 王寺工業高等学校   | 12月17日 | 同 上   |
| 大和広陵高等学校   | 12月17日 | 同 上   |
| 香芝高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 高田高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 青翔高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 大淀高等学校     | 12月17日 | 同 上   |
| 吉野高等学校     | 12月17日 | <b>通勤手当の支給について</b><br>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。<br>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。<br>(注意事項)  |
| 五條高等学校     | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。  |
| 十津川高等学校    | 12月17日 | <b>支出にかかる事務処理について</b><br>支出手続において債務が過年度分で既払いであったにもかかわらず、その確認が不十分なために二重に支払っていたものが認められた。なお、債権者からの連絡により誤りが判明し過払い分について戻入処理が行われ是正されていた。<br>今後このようなことが起こらないよう債務確認を徹底し、適切な事務処理に努められるべきである。<br>(指摘事項) |
| 盲学校        | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。  |

|         |         |        |  |
|---------|---------|--------|--|
|         | ろう学校    | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
|         | 奈良養護学校  | 12月17日 | 同 上  |
|         | 奈良東養護学校 | 12月17日 | <b>委託業務の履行確認について</b><br>平成23年度に支出した委託料において、履行の確認を怠ったため、過払いしたことが平成24年度に判明し、過年度収入を行った事例が認められた。<br>このことは、支払い時における履行確認が不十分であったことによるものである。今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(指摘事項) |
|         | 二階堂養護学校 | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
|         | 高等養護学校  | 12月17日 | 同 上  |
|         | 明日香養護学校 | 12月17日 | 同 上  |
|         | 西和養護学校  | 12月17日 | <b>非常勤講師の報酬の支給について</b><br>平成23年9月分の非常勤講師の報酬について、誤って支払ったことが平成24年度に判明し、過年度収入を行った事例が認められた。<br>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)   |
|         | 大淀養護学校  | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
| 警 察 本 部 | 奈良警察署   | 12月17日 | 同 上  |
|         | 生駒警察署   | 12月17日 | 同 上  |
|         | 郡山警察署   | 12月17日 | 同 上  |
|         | 桜井警察署   | 12月17日 | 同 上  |
|         | 宇陀警察署   | 12月17日 | 同 上  |
|         | 田原本警察署  | 12月17日 | 同 上  |
|         | 橿原警察署   | 12月17日 | <b>支出にかかる事務処理について</b><br>消耗品の購入及び役務費の支出において、債権者の入力誤り及び債権者の確認不足による誤払いが3件認められた。<br>今後は、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)                              |
|         | 高田警察署   | 12月17日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。   |
|         | 五條警察署   | 12月17日 | 同 上  |
|         | 吉野警察署   | 12月17日 | 同 上  |
|         | 中吉野警察署  | 12月17日 | 同 上  |

## 第2 随時監査（農林部からの依頼による監査）

| 所属名            | 監査の対象                             | 実施年月日          | 監査の結果  |
|----------------|-----------------------------------|----------------|--|
| 農 林 部<br>林業振興課 | 奈良県有林白川又経営区分収育林契約の収入・支出にかかる収支決算書類 | 平成26年<br>1月20日 | 奈良県有林白川又経営区分収育林契約の収支決算について、関係諸帳簿との符合確認、保管現金の帳簿残高との合致確認を実施したところ、収支決算書に示された金額に誤りは認められなかった。 |

### 第3 財政的援助団体等監査

#### 1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、指定管理者による公の施設の管理について、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて実施した。

#### 2 監査実施団体の概要及び監査の結果

|     |                |       |            |
|-----|----------------|-------|------------|
| 団体名 | 公立大学法人奈良県立医科大学 | 実施年月日 | 平成26年1月17日 |
|-----|----------------|-------|------------|

##### (1) 団体の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律118号)に基づき大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを目的とする。

##### (2) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位:円)

| 資 産       |                | 負債及び正味財産      |               |
|-----------|----------------|---------------|---------------|
| 科 目       | 金 額            | 科 目           | 金 額           |
| 流動資産      | 8,124,967,759  | 流動負債          | 9,262,482,570 |
| 現金及び預金    | 1,956,292,829  | 寄付金債務         | 1,429,864,955 |
| 未収学生納付金収入 | 1,828,385      | 前受受託研究費等      | 66,925,873    |
| 未収附属病院収入  | 5,233,901,231  | 前受金           | 21,412,000    |
| その他未収入金   | 362,739,828    | 預り金(科学研究費補助金) | 76,307,359    |
| たな卸資産     | 9,012,760      | 預り金(その他)      | 137,170,269   |
| 医薬品及び診療材料 | 532,556,308    | 1年以内返済予定長期借入金 | 613,158,000   |
| 前払費用      | 28,559,941     | 未払金           | 6,067,547,038 |
| 仮払金       | 76,477         | 未払費用          | 6,908,354     |
|           |                | 未払消費税等        | 5,371,200     |
| 固定資産      | 16,358,008,113 | 短期リース債務       | 67,360,100    |
| 有形固定資産    | 14,986,490,621 | 賞与引当金         | 770,457,422   |
| 建物        | 10,545,490,002 |               |               |
| 構築物       | 33,392,017     | 固定負債          | 6,805,854,568 |
| 機械及び装置    | 1,332,483      | 資産見返負債        | 1,273,931,040 |
| 工具器具備品    | 2,571,520,648  | 長期前受受託研究費等    | 94,051,698    |
| 図書        | 548,856,569    | 長期借入金         | 4,979,880,000 |
| 車両運搬具     | 13,672,202     | 退職給付引当金       | 218,758,380   |
| 建設仮勘定     | 1,272,226,700  | 環境安全対策引当金     | 3,909,600     |
|           |                | 長期リース債務       | 218,493,850   |
| 無形固定資産    | 1,227,367,856  | 資産除去債務        | 16,830,000    |
| 特許権       | 190,614        |               |               |

|            |                |       |                 |
|------------|----------------|-------|-----------------|
| 特許権仮勘定     | 6,576,630      | 負債合計  | 16,068,337,138  |
| ソフトウェア     | 1,220,200,612  |       |                 |
| 電話加入権      | 400,000        |       |                 |
| 投資その他の資産   | 144,149,636    | 資本金   | 20,066,173,000  |
| 投資有価証券     | 59,786,926     | 資本剰余金 | △10,810,713,224 |
| 長期貸付金      | 84,300,000     | 繰越欠損金 | △840,821,042    |
| その他投資その他資産 | 62,710         |       |                 |
| 合計         | 24,482,975,872 | 合計    | 24,482,975,872  |

### 損 益 計 算 書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

| 支 出             |                | 収 入           |                |
|-----------------|----------------|---------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目           | 金 額            |
| 経常費用            | 33,562,570,908 | 経常収益          | 33,688,225,648 |
| 業務費             | 33,235,995,034 | 運営費交付金収益      | 1,180,245,250  |
| 一般管理費           | 271,711,805    | 授業料収益         | 540,702,856    |
| 財務費用            | 41,864,069     | 入学金収益         | 114,779,000    |
| 雑損              | 13,000,000     | 検定料収益         | 33,145,000     |
| 臨時損失            | 14,928,082     | 附属病院収益        | 29,995,712,689 |
| 固定資産除却損         | 1,123,663      | 受託研究等収益       | 380,665,240    |
| 減価償却費(資産除去債務)   | -              | 補助金等収益        | 666,113,975    |
| その他臨時損失         | 13,804,419     | 寄附金収益         | 448,121,442    |
|                 |                | 資産見返負債戻入      | 145,387,229    |
|                 |                | 財務収益          | 87,633         |
|                 |                | 雑益            | 183,265,334    |
|                 |                | 臨時収益          | 9,139,055      |
|                 |                | 徴収不能引当金戻入益    | 435,703        |
|                 |                | 貸倒引当金戻入益      | 120,000        |
|                 |                | 資産見返運営費交付金等戻入 | 1,434,823      |
|                 |                | 資産見返寄附金戻入     | 1,461,150      |
|                 |                | 資産見返物品受贈額戻入   | 2,099,980      |
|                 |                | その他臨時利益       | 3,587,399      |
| 当期支出合計(a)       | 33,577,498,990 | 当期収入合計(b)     | 33,697,364,703 |
| 当期収支差額(b)-(a)   | 119,865,713    | 前期繰越収支差額      | △960,686,755   |
| 次期繰越収支差額(c)-(a) | △840,821,042   | 収入合計(c)       | 32,736,677,948 |

### (3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物20,066,173,000円で全額県の出資

イ 平成24年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立医科大学運営交付金 1,210,460,000円

政策医療推進費補助金 394,000,000円

### (4) 監査の結果

診療報酬請求にかかる未収等について (注意)

平成23年度分の診療報酬請求書(以下「レセプト」という。)について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等へ請求されていないものが認め

られた。また、両団体から返戻のあったレセプトについても、平成22年度及び平成23年度分について再請求せず保留しているものが認められた。

レセプトの管理については、請求できる期間に制限のあることを十分認識したうえで、請求状況を十分把握し、適時に請求されたい。

#### **委託契約について（注意）**

委託契約について、次の二点について不適正な事例が認められた。

一つは、公立大学法人奈良県立医科大学の定める契約規程中「見積合せを省略して差し支えない場合」に例示されていない委託契約について、見積合せを省略したものが複数あったものであり、もう一つは、「医大会計規程の施行について」の支出伝票の決裁区分において、契約伺いにあたる支出契約決議書は総務課長まで決裁を得るべきところを所属課長にとどまっていたものである。

今後は、医大会計規程及び同契約規程等に則って適正に事務手続きを執られたい。

#### **継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて（注意）**

公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。

自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。

#### **医業収入の個人未収金について（意見）**

医業未収金について、多額の個人未収金が認められた。奈良県立医科大学は平成19年度に独立行政法人となり、以後、回収困難な未収金を毎年度償却すること等により、平成21年度以降はその残額を減少させている。しかし、償却後の未収金についてはその取り扱いに関する具体的な規定がなく、十分な管理がなされていない状況にある。

未償却の未収金については、「未収金対策マニュアル」に基づく文書・電話による督促、再来受診時の会計窓口での催告、きめ細かな分割納付相談等による回収の努力はなされているが、今後は、償却後の未収金についても、適正な管理のあり方を慎重に検討するべきである。

#### **財産にかかる規程等について（意見）**

財産にかかる規程等について検討を要する事例が認められた。

医大会計規程において「たな卸資産の範囲、管理等たな卸に関し必要な事項を別に定めるものとする。」とあるがその定めが整備されていないもの、また、同大学固定資産等管理規程において、固定資産の取得および処分をする場合、別に定める手続きを経ることとなっているが、同様にその定めが整備されていないものである。

適正な財産管理を行うにはこれらの整備は必要不可欠であるので、早急に対処するよう努められたい。

### 委託契約の締結について（意見）

委託契約の締結について、検討を要する状況が認められた。

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）が平成24年度に締結した委託契約のうち約8割が競争性を有しない随意契約となっている。

地方自治法においては地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。法人は地方独立行政法人法をその設置根拠とし、奈良県（以下「県」という。）とは別の法人格を有する団体である。しかしながら、法人の出資者は県であること、毎年多額の交付金・補助金が県から法人に対して支出されていること、また法人の業務は県と極めて緊密な連携を要すること等を勘案すると、法人の会計実務については県と概ね統一的な取り扱いが望まれるものである。現に法人の定める会計規程及び契約規程等は県のそれに準拠したものとなっている。

今後は、委託契約の締結にあたっては、競争性・透明性・公平性を確保する観点から、できる限り入札又は企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式を実施し、説明責任が果たせるような業者決定に努められたい。

### 工事にかかる業者選定について（意見）

工事請負契約において、特定の業者からの見積もり徴収による随意契約が散見された。工事請負にかかる業者の選定にあたっては、特定業者に偏らないように検討するとともに、業者選定審査会を開催するなど、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。

〔 岸 秀隆監査委員は、公立大学法人奈良県立医科大学については、地方自治法第199条の2の規定により除斥。 〕

|     |                          |       |            |
|-----|--------------------------|-------|------------|
| 団体名 | 公益財団法人<br>奈良県暴力団追放県民センター | 実施年月日 | 平成26年1月15日 |
|-----|--------------------------|-------|------------|

(1) 団体の目的

暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

| 資 産      |             | 負 債 及 び 正 味 財 産 |             |
|----------|-------------|-----------------|-------------|
| 科 目      | 金 額         | 科 目             | 金 額         |
| 流動資産     | 11,704,673  | 流動負債            | 241,577     |
| 現金預金     | 11,672,378  | 前受会費            | 5,000       |
| 前払金      | 32,295      | 預り金             | 236,577     |
| 固定資産     | 789,952,454 | 固定負債            | 4,411,940   |
| 基本財産     | 768,510,000 | 負債合計            | 4,653,517   |
| 特定資産     | 16,411,940  | 指定正味財産          | 768,510,000 |
| その他の固定資産 | 5,030,514   | 一般正味財産          | 28,493,610  |
|          |             | 正味財産合計          | 797,003,610 |
| 合 計      | 801,657,127 | 合 計             | 801,657,127 |

収支計算書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

| 支 出             |             | 収 入        |             |
|-----------------|-------------|------------|-------------|
| 科 目             | 金 額         | 科 目        | 金 額         |
| 事業活動支出          | 24,680,551  | 事業活動収入     | 28,140,289  |
| 事業費支出           | 18,821,175  | 基本財産運用収入   | 16,958,951  |
| 管理費支出           | 5,859,376   | 講習受託収入     | 1,081,000   |
| 投資活動支出          | 357,285,437 | 賛助金・寄付金等収入 | 10,095,000  |
| 基本財産取得支出        | 352,456,250 | 特定資産運用収入   | 4,618       |
| 特定資産取得支出        | 337,107     | 雑収入        | 720         |
| 固定資産取得支出        | 4,492,080   | 投資活動収入     | 353,046,370 |
|                 |             | 投資有価証券売却収入 | 352,456,250 |
|                 |             | 固定資産売却収入   | 590,120     |
| 当期支出合計(a)       | 381,965,988 | 当期収入合計(b)  | 381,186,659 |
| 当期収支差額(b)-(a)   | △ 779,329   | 前期繰越収支差額   | 12,242,425  |
| 次期繰越収支差額(c)-(a) | 11,463,096  | 収入合計(c)    | 393,429,084 |

### (3) 県の財政的援助等の状況

基本財産 768,510,000円のうち561,800,000円（73.1%）が県の出捐

### (4) 監査の結果

#### 貸借対照表及び財務諸表の注記への計上について（意見）

貸借対照表及び財務諸表の注記の計上において、記載誤りや見直しを行うことが望ましい事例が認められた。

今後、財務諸表等の作成については公益法人会計基準及びセンター会計処理規程等に基づき慎重かつ適切に処理されたい。

#### 会計処理規程について（意見）

センターの会計処理規程では、出納責任者は、金銭の出納にあたっては、会計責任者の承認を受けなければならないと規定されているが、出納責任者及び会計責任者は事務局長と規定され、同一人物となっている。

同一人物による処理では、チェック体制として機能していないことから、慎重に検討されたい。

|     |            |       |            |
|-----|------------|-------|------------|
| 団体名 | 奈良市場冷蔵株式会社 | 実施年月日 | 平成26年1月20日 |
|-----|------------|-------|------------|

(1) 団体の目的

奈良県中央卸売市場開設にあたり、中央卸売市場の運営上不可欠となる冷蔵施設の運営等を行うため設立され、冷蔵及び凍結事業、凍氷の販売、第1種貨物利用運営事業及び附帯する事業等を営むことを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

| 資 産      |            | 負 債 及 び 資 本 |            |
|----------|------------|-------------|------------|
| 科 目      | 金 額        | 科 目         | 金 額        |
| 流動資産     | 61,157,437 | 流動負債        | 40,780,928 |
| 現金預金     | 22,144,282 | 短期借入金       | 15,000,000 |
| 売掛金      | 31,849,768 | 未払費用        | 12,110,930 |
| 未収入金     | 3,897,301  | 預り金その他負債    | 13,669,998 |
| 凍氷       | 264,960    | 固定負債        | 6,835,236  |
| その他流動資産  | 3,185,000  | 退職給付引当金     | 6,835,236  |
| 貸倒引当金    | △183,874   |             |            |
|          |            | 負債合計        | 47,616,164 |
| 固定資産     | 13,029,163 | 資本金         | 10,000,000 |
| 有形固定資産   | 3,846,131  | 利益準備金       | 2,500,000  |
| 無形固定資産   | 237,931    | 別途積立金       | 16,725,000 |
| 投資その他の資産 | 8,945,101  | 繰越利益剰余金     | 2,245,436  |
|          |            | 自己株式        | △4,900,000 |
|          |            | 純資産合計       | 26,570,436 |
| 合 計      | 74,186,600 | 合 計         | 74,186,600 |

損益計算書

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

| 費 用          |             | 収 益        |             |
|--------------|-------------|------------|-------------|
| 科 目          | 金 額         | 科 目        | 金 額         |
| 営業費用         | 296,757,525 | 営業収益       | 297,798,865 |
| 施設維持管理費      | 217,020,758 | 保管収入高・附帯収入 | 205,174,505 |
| 再保管借庫・運送費    | 72,244,023  | 再保管・運送他収入  | 84,923,383  |
| 雑支出          | 7,492,744   | 雑収入        | 7,700,977   |
| 営業外収益        | 515,992     | 営業外収益      | 1,481,157   |
| 支払利息         | 579,722     | 保管収入高・附帯収入 | 1,170       |
| 雑損金他         | 358,270     | 再保管・運送他収入  | 1,479,987   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 334,957     |            |             |
| 当期純利益        | 1,671,548   |            |             |
| 合 計          | 299,280,022 | 合 計        | 299,280,022 |

(3) 県の財政的援助等の状況

基本財産10,000,000円のうち、4,900,000円（49.0%）が県の出捐

(4) 監査の結果

決算公告について（注意）

会社法第440条において、株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないと規定されているにもかかわらず、貸借対照表が公告されていなかった。

今後は、会社法の規定に基づき、適正に決算公告を行われたい。

|     |           |       |            |
|-----|-----------|-------|------------|
| 団体名 | 奈良県商工会連合会 | 実施年月日 | 平成26年1月20日 |
|-----|-----------|-------|------------|

(1) 補助金を交付した団体の目的

商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するため設立され、商工会連合会においては、経営に関する相談・指導、講習会・講演会・視察研修事業、各種共済等の代行業務などを実施し、もって商工会の健全な発達を図り、商工業の振興に寄与することを目的とする。

(2) 補助金の交付状況

平成24年度の補助金等は、879,982,900円である。

(3) 監査の結果

通勤手当の支給について（注意）

通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。県補助金の対象となっている経費でもあり、適正に対処されたい。

|     |                         |       |            |
|-----|-------------------------|-------|------------|
| 団体名 | ムジークフェストなら2012<br>実行委員会 | 実施年月日 | 平成26年1月15日 |
|-----|-------------------------|-------|------------|

(1) 補助金を交付した団体の目的

ムジークフェストなら2012の実施計画の策定、準備、広報及び運営等必要な事業を推進し、ムジークフェストなら2012を円滑に実施することを目的とする。

## (2) 補助金の交付状況

平成24年度の補助金等は、50,000,000円である。

## (3) 監査の結果

### コンサートチケットの管理について（指摘）

オープニング公演の有料チケットの一部を事務局内で販売したが、チケットの出納を管理する帳簿を作成しておらず、残数の確認も行っていなかった。

今後、チケットの取扱においては、受払簿を整備するなど管理を徹底するとともに、チケット販売における現金取扱に関する取扱要領の作成を検討するべきである。

### 会計処理について（指摘）

実行委員会における会計事務の執行にあたっては、「ムジークフェストなら2012」実行委員会財務規程に基づいて処理することとされているが、証拠書類の不備など当該規程に定められている事務処理に則していない事例が散見された。

今後は、組織内でのチェック体制の整備を図り、実行委員会財務規程に基づき適正な事務処理に努めるべきである。

### 会計年度について（指摘）

「J-A Dビジョン放映業務委託」においては、履行期間が平成25年5月13日から平成25年5月19日であるにもかかわらず、平成24年度予算で執行されていた。

「ムジークフェストなら2012」実行委員会会則第18条では、「会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」と規定されており、当該支出は平成25年度予算で執行すべきである。

今後は、会計年度独立の原則を踏まえ、会計事務の適正な執行を図られたい。

### 実行委員会財務規程のあり方について（意見）

実行委員会においては、会計処理に関する根本規程として「ムジークフェストなら2012実行委員会財務規程」を策定しているが、条文のなかに、奈良県契約規則等の奈良県が施行している会計例規と比較して、大幅に均衡を失った規定が認められた。

また、随意契約の締結にあたっては、2者からの見積競争により業者を選定しているが、指名審査会は設置されておらず、選定について諮られていない。

同委員会は、県から多額の負担金を受け入れており、また、組織面においても県が主導的な立場を占めている。これらのことを勘案すると、上記の実態は望ましいこととは言えない。

今後、業者選定については一定の金額を超えるものは指名審査会に諮るとともに、同会計規程についても県の会計例規との整合性を確保する方向での見直しに努められたい。

## 内部統制について（意見）

今回の監査において、コンサートチケットの管理や会計処理の一部に、適正とはいえない事務処理が認められた。

事務の執行にあたっては、実行委員会財務規程等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。

|     |               |       |            |
|-----|---------------|-------|------------|
| 団体名 | 有限会社ハードボールテニス | 実施年月日 | 平成26年1月17日 |
|-----|---------------|-------|------------|

### (1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 檀原公苑（明日香庭球場）

イ 指定管理業務の主な内容

- ・明日香庭球場の施設の維持管理業務、及び施設の利用許可等運営に関する業務

ウ 指定期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日

エ 指定管理委託料 2,147,000円（平成24年度）

### (2) 監査の結果

公の施設の管理委託にかかる出納その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

|     |            |       |            |
|-----|------------|-------|------------|
| 団体名 | 青垣協同組合グループ | 実施年月日 | 平成26年1月20日 |
|-----|------------|-------|------------|

### (1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 西奈良県民センター、大湊池公園

イ 指定管理業務の主な内容

- ・西奈良県民センター・大湊池公園の施設・設備の維持管理業務
- ・西奈良県民センター・大湊池公園の施設利用にかかる予約受付及び料金の收受業務
- ・西奈良県民センター・大湊池公園における自主事業の実施

ウ 指定期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日

エ 指定管理委託料 27,300,000円（平成24年度）

### (2) 監査の結果

公の施設の管理委託にかかる出納その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

## 第4 行政監査

### 1 監査の概要

#### (1) 監査のテーマ

税外未収金等にかかる債権管理について

#### (2) 監査の目的

平成23年度決算における奈良県の未収金は、一般会計で6,785,070千円、特別会計で3,832,444千円及び公営企業会計で290,153千円と多額である。

このうち、税未収金（県税に係る延滞金及び加算金を含む）は4,656,813千円であり、税外未収金は、6,250,854千円である。

また、一般会計等で計上されているものだけではなく、県の出資団体等において、計上されている未収金もある。

奈良県の財政環境が一段と厳しさを増す中、「未収金対策の推進」は、財源の確保と負担の公平性の観点から、「奈良県新行政経営プログラム（平成23年2月策定）」の重点的に取り組む事項のひとつとなっている。

未収金対策推進連絡会議を通じて、情報交換や有効な手法の検討を行うなど、全庁的かつ適切な債権管理に取り組んでいるが、税外未収金における個別の取組等は、各部局によって差がある状況である。

「税外未収金の縮減」については、平成23年度奈良県歳入歳出決算審査意見書で、「未収金対策は重要な課題であり、より全庁的かつ適切な債権管理が強く求められているところである。今後も新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな収納対策の推進に努められたい」と意見を述べたところである。

このことから、税外未収金等にかかる収納事務について、実態に応じた適切な事務処理が執行されているか、また、法令等に基づいて適切に行われているかなどを、経済性、効率性及び有効性の観点から検証し、監査を実施した。

#### (3) 監査対象

区分1．平成23年度決算（一般会計、特別会計、公営企業会計）における未収金のうち、次に掲げるものを除く

- ① 県税（県税に係る延滞金及び加算金も含む）
- ② 未収金の額が100万円未満のもの
- ③ 公営企業会計の未収金のうち、国、地方公共団体、国民健康保険団体連合会等に対するもの(注)
- ④ 平成24年度に全額収入済みのもの

(注) 国民健康保険団体連合会等に対する未収金のうち、未請求の診療報酬明細書及び請求後に

返戻された診療報酬明細書にかかる未収金は監査対象とする。

区分2. 監査委員が「財政的援助団体等に係る監査実施基準」で定める県が出資している法人及び県が補助金等を交付している団体における未収金のうち、次に掲げるものを除く

- ① 県の財政補助を受けないもの
- ② 平成23年度決算時未収金の額が100万円未満のもの
- ③ 平成24年度に全額収入済みのもの

区分3. 職員が業務として取り扱う公会計以外の未収金のうち、次に掲げるものを除く

- ① 県の財政負担に影響を及ぼさないもの
- ② 平成23年度決算時未収金の額が100万円未満のもの

#### (4) 監査対象機関

監査対象の未収金にかかる収納管理業務を行う機関

#### (5) 監査の実施時期

平成24年12月から平成26年2月までの期間に実施した。

#### (6) 監査の実施方法

監査対象機関から監査調書及び関係資料の提出を求めるとともに、必要に応じ聞き取り調査を行った。

なお、「区分1」において、3以上の監査対象債権を有する所属にあっては、未収金の額が高額なものから2を抽出して債権ごとの個別状況等について調査を行った。

#### (7) 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

- ア 未収金の管理や回収は適正に行われているか。
- イ 時効の管理や不納欠損処分等は適正に行われているか。
- ウ 未収金の発生防止に努めているか。
- エ 法人における未収金に対する助言・指導は行われているか。
- オ 公会計以外の未収金の管理は適正に行われているか。

## 2 奈良県における未収金の状況

奈良県における未収金の状況は、次のとおりである。

未収金の推移（一般会計、特別会計、公営企業会計）

(単位:千円)

| 年 度                    | 20年度       | 21年度       | 22年度       | 23年度       | 24年度       |
|------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一般会計                   | 7,196,721  | 7,196,695  | 7,005,636  | 6,785,070  | 6,720,557  |
| 県税 (①)                 | 5,146,411  | 5,080,509  | 4,821,352  | 4,531,056  | 4,461,341  |
| 県税に係る延滞金及び加算金 (②)      | 130,183    | 142,103    | 130,683    | 125,757    | 119,380    |
| 税外未収金 (③)              | 1,920,127  | 1,974,083  | 2,053,601  | 2,128,257  | 2,139,836  |
| 特別会計 (④)               | 3,680,918  | 3,706,210  | 3,761,367  | 3,832,444  | 3,913,532  |
| 公営企業会計 (病院事業費特別会計) (⑤) | 289,548    | 303,283    | 291,646    | 290,153    | 374,088    |
| 合 計                    | 11,167,187 | 11,206,188 | 11,058,649 | 10,907,667 | 11,008,177 |
| 税未収金計 (①+②)            | 5,276,594  | 5,222,612  | 4,952,035  | 4,656,813  | 4,580,721  |
| 税外未収金 (③+④+⑤)          | 5,890,593  | 5,983,576  | 6,106,614  | 6,250,854  | 6,427,456  |

※税未収金についても参考に記載した。

※公営企業会計（病院事業費特別会計）は、診療に係る個人負担分の未収金額である。

### 3 監査の結果

#### (1) 監査対象未収金及び監査対象機関

監査対象未収金及び監査対象機関は、次のとおりである。

なお、金額等の集計はあくまでも監査対象機関から提出された監査調書に基づくものである。

(区分1)

(単位：件、千円)

| 部局名                  | 主な債権の名称  | 債権数 | 未収金額<br>(H23年度) | 監査対象機関   |
|----------------------|--|-----|-----------------|--|
| 地域振興部                | 奈良県立大学授業料  | 1   | 2,364           | 県立大学   |
| 健康福祉部                | 児童措置費負担金<br>心身障害者扶養共済制度掛金<br>生活保護法第78条による徴収金 など        | 6   | 34,944          | 障害福祉課<br>中和福祉事務所<br>吉野福祉事務所  |
| 子ども・女性局              | 児童措置費負担金<br>母子福祉資金償還金 など                               | 4   | 161,681         | 子育て支援課<br>こども家庭課   |
| 医療政策部                | 看護師等修学資金返還金<br>精神障害者社会復帰施設運営費補助金返還金<br>医業未収金(個人負担分) など | 6   | 329,016         | 医師・看護師確保対策室<br>保健予防課<br>奈良病院<br>三室病院<br>五條病院   |
| くらし創造部               | 工事請負契約解除に伴う違約金<br>専修学校及び各種学校修学資金等                      | 2   | 45,192          | 協働推進課<br>人権施策課   |
| 産業・雇用振興部             | 中小企業高度化資金貸付金<br>中小企業近代化資金貸付金 など                        | 4   | 3,622,209       | 地域産業課  |
| 農林部                  | 農業改良資金貸付金<br>林業・木材産業改善資金貸付金<br>中央卸売市場施設使用料 など          | 12  | 131,759         | 地域農政課<br>農村振興課<br>林業振興課<br>森林整備課<br>北部農林振興事務所<br>東部農林振興事務所<br>南部農林振興事務所<br>中央卸売市場                                    |
| 県土マネジメント部<br>(旧 土木部) | 談合損害賠償金等<br>工事請負契約解除に伴う違約金<br>行政代執行費用<br>河川占用料 など      | 19  | 111,606         | 公共工事契約課<br>道路建設課<br>道路管理課<br>河川課<br>砂防課<br>奈良土木事務所<br>郡山土木事務所<br>高田土木事務所<br>桜井土木事務所<br>宇陀土木事務所<br>吉野土木事務所<br>五條土木事務所 |
| まちづくり推進局             | 県営住宅使用料<br>県営住宅損害金 など                                  | 3   | 321,127         | 住宅課  |
| 教育委員会                | 地域改善対策奨学金<br>高等学校等奨学金<br>高等学校全日課程等修学奨励金<br>高等学校授業料 など  | 15  | 1,396,629       | 学校支援課<br>教職員課<br>文化財保存課<br>奈良朱雀高等学校<br>法隆寺国際高等学校<br>二階堂高等学校<br>磯城野高等学校<br>大和広陵高等学校<br>御所実業高等学校<br>吉野高等学校             |
| 公安委員会                | 放置違反金<br>工事請負契約解除に伴う違約金                                | 2   | 55,495          | 警察本部   |
| 合計                   | —  | 74  | 6,212,022       | —  |

※債権数は、各監査対象機関の監査対象債権名の数を合計したものである。(以下同じ。)

(区分2)

(単位：件、千円)

| 部局名      | 財政的援助団体等の名称   | 債権数 | 未収金額<br>(H23年度) | 監査対象機関                  |
|----------|---|-----|-----------------|-------------------------|
| 健康福祉部    | 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会   | 1   | 546,490         | 地域福祉課                   |
| 産業・雇用振興部 | 公益財団法人 奈良県地域産業振興センター<br>(旧 財団法人 奈良県中小企業支援センター)<br>奈良県信用保証協会 | 4   | 694,977         | 地域産業課                   |
| 農林部      | 財団法人 奈良県食肉公社  | 1   | 62,792          | 畜産課<br>(旧 畜産流通<br>振興室分) |
| 合計       | —   | 6   | 1,304,259       | —                       |

(区分3)

(単位：件、千円)

| 部局名      | 主な債権の名称  | 債権数 | 未収金額<br>(H23年度) | 監査対象機関 |
|----------|----------|-----|-----------------|--------|
| まちづくり推進局 | 県営住宅水道料金 | 1   | 6,463           | 住宅課    |
| 合計       | —        | 1   | 6,463           | —      |

(2) 監査対象未収金の分類 (区分1)

地方公共団体の債権は、使用料、手数料及び分担金などの公法上の原因に基づいて発生する「公法上の債権」と、貸付金及び財産収入などの私法上の原因に基づいて発生する「私法上の債権」に分類される。

「公法上の債権」については、さらに地方税の滞納処分の例により処分できる債権と、滞納処分の例により処分できない債権に分類される。監査対象未収金を分類すると次のとおりである。

なお、分類集計はあくまでも監査対象機関から提出された監査調書に基づくものである。

(単位：件)

|        | 分類                                       | 主な債権の名称  | 債権数 |
|--------|--|--|-----|
| 公法上の債権 | 地方税の滞納処分の例により処分することができる債権<br>(強制徴収できる債権) | 児童措置費負担金<br>放置違反金 など   | 8   |
|        | 地方税の滞納処分の例により処分できない債権<br>(強制徴収できない債権)    | 生活保護法第78条による徴収金<br>高等学校授業料 など  | 15  |
| 私法上の債権 | 地方税の滞納処分の例により処分できない債権<br>(強制徴収できない債権)    | 心身障害者扶養共済制度掛金<br>母子福祉資金償還金<br>医業未収金(個人負担分)<br>中小企業高度化資金貸付金<br>工事請負契約解除に伴う違約金<br>県営住宅使用料<br>高等学校等奨学金 など | 51  |
| 合計     |  |  | 74  |

### (3) 監査対象未収金の発生年度別内訳（区分1）

監査対象未収金の発生年度別内訳は、次のとおりである。

なお、分類集計はあくまでも監査対象機関から提出された監査調書に基づくものである。

(単位：千円)

|                    | 19年度以前    | 20年度      | 21年度    | 22年度    | 23年度    | 計         |
|--------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 公法上の債権<br>(強制徴収可)  | 30,989    | 15,607    | 16,636  | 31,938  | 21,056  | 116,226   |
| 公法上の債権<br>(強制徴収不可) | 31,037    | 11,123    | 11,900  | 8,123   | 38,238  | 100,421   |
| 私法上の債権<br>(強制徴収不可) | 3,720,009 | 1,260,850 | 280,455 | 281,606 | 452,455 | 5,995,375 |
| 計                  | 3,782,035 | 1,287,580 | 308,991 | 321,667 | 511,749 | 6,212,022 |

### (4) 監査対象未収金の債権管理体制の状況（区分1）

#### ア 専任職員の配置状況（H24.4.1現在）

債権74件のうち、債権管理を専任で行っている職員がいる債権は14件であった。

これ以外の債権については、債権管理を担当する全ての職員は他の業務を行いながら債権管理を行っている。

#### イ 研修の実施、参加状況

平成23年度における債権回収の専門研修の実施状況、参加状況については、次のとおりである。

債権回収の専門研修を実施した債権は7件と少なく、67件が実施していなかった。

また、債権回収の専門研修に参加した債権についても9件と少なく、65件が参加していなかった。

【実施状況】 (単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 実施した    | 7   |
| 実施していない | 67  |
| 合計      | 74  |

【参加状況】 (単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 参加した    | 9   |
| 参加していない | 65  |
| 合計      | 74  |

### ウ マニュアルの整備状況

マニュアルの整備状況については、次のとおりである。

マニュアルを作成している債権は54件であり、作成していない債権は20件であった。

(単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 作成している  | 54  |
| 作成していない | 20  |
| 合計      | 74  |

### エ 民間委託の状況

平成23年度において債権管理業務（一部含む）を民間委託している状況については、次のとおりである。

民間委託している債権は14件であり、その委託先については、債権回収会社に委託している債権は11件、弁護士事務所等に委託している債権は3件であった。

【委託状況】 (単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 委託した    | 14  |
| 委託していない | 60  |
| 合計      | 74  |

【委託先】 (単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 債権回収会社  | 11  |
| 弁護士事務所等 | 3   |
| 合計      | 14  |

### オ 目標の設定状況

未収金の整理・回収の目標の設定状況については、次のとおりである。

目標を設定した債権は30件であり、設定していない債権は44件であった。

(単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 設定した    | 30  |
| 設定していない | 44  |
| 合計      | 74  |

## (5) 監査対象未収金の債権管理事務の状況（区分1）

### ア 債務者ごとの記録（納付交渉等）の作成状況

債務者ごとの記録（納付交渉等）の作成状況については、次のとおりである。

全ての債務者について作成した債権は63件であり、一部の債務者について作成した債権は10件であった。また、作成していない債権は、1件であった。

（単位：件）

|              | 債権数 |
|--------------|-----|
| 全ての債務者について作成 | 63  |
| 一部の債務者について作成 | 10  |
| 作成していない      | 1   |
| 合計           | 74  |

### イ 督促状の発出状況

督促状の発出状況については、次のとおりである。

債権の全てに発出した債権は38件であり、債権の一部に発出した債権は22件であった。また、発出していない債権は、14件であった。

（単位：件）

|          | 債権数 |
|----------|-----|
| 債権の全てに発出 | 38  |
| 債権の一部に発出 | 22  |
| 発出していない  | 14  |
| 合計       | 74  |

### ウ 催告の実施状況

文書（督促状による督促を除く）、電話、面談、訪問による催告の実施状況については、次のとおりである。

催告を実施した債権は58件であり、実施していない債権は16件であった。

（単位：件）

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 実施した    | 58  |
| 実施していない | 16  |
| 合計      | 74  |

## エ 承認の状況

承認の状況については、次のとおりである。

債務の承認を行った債務者がいる債権は44件であり、債務の承認を行った債務者がいない債権は30件であった。

(単位：件)

|                  | 債権数 |
|------------------|-----|
| 債務の承認を行った債務者がいる  | 44  |
| 債務の承認を行った債務者がいない | 30  |
| 合計               | 74  |

## オ 収入・資産調査の実施状況

収入・資産調査の実施状況については、次のとおりである。

収入・資産調査を実施した債権は16件であり、実施していない債権は58件であった。

(単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 実施した    | 16  |
| 実施していない | 58  |
| 合計      | 74  |

## カ 居所不明者調査の実施状況

居所不明者調査の実施状況については、次のとおりである。

居所不明者調査を実施した債権は40件であり、実施していない債権は34件であった。

(単位：件)

|                        | 債権数 |
|------------------------|-----|
| 実施した                   | 40  |
| 実施していない<br>(該当案件なしを含む) | 34  |
| 合計                     | 74  |

#### キ 相続人調査の実施状況

相続人調査の実施状況については、次のとおりである。

相続人調査を実施した債権は10件であり、実施していない債権は64件であった。

(単位：件)

|                        | 債権数 |
|------------------------|-----|
| 実施した                   | 10  |
| 実施していない<br>(該当案件なしを含む) | 64  |
| 合計                     | 74  |

#### ク 滞納処分または強制執行等の実施状況

滞納処分または強制執行等の実施状況については、次のとおりである。

##### 【実施状況（公法上の債権（強制徴収可））】

地方税の滞納処分の例による処分の実施状況については、次のとおりである。

実施していた債権は1件のみであった。

(単位：件)

|      | 債権数 |
|------|-----|
| 実施した | 1   |

##### 【実施状況（公法上の債権（強制徴収不可）・私法上の債権）】

民事上の強制執行等の措置の実施状況については、次のとおりである。

なお、措置を行った債権は26件であり、そのうち8件の債権は2種類以上の措置を行っていた。

(単位：件)

|                 | 債権数 |
|-----------------|-----|
| 担保権の実行（抵当権の実行等） | 5   |
| 保証人への履行請求       | 15  |
| 支払督促の申立て        | 5   |
| 訴訟（給付の訴の提起）     | 8   |
| 強制執行、競売等の申立て    | 4   |

ケ 延滞金または遅延利息等の徴収状況

延滞金または遅延利息等の徴収状況については、次のとおりである。  
徴収している債権は、8件のみであった。

(単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 徴収した    | 8   |
| 徴収していない | 66  |
| 合計      | 74  |

コ 不納欠損の状況

平成23年度における不納欠損の状況については、次のとおりである。

(単位：件、千円)

| 不納欠損の事由                             |                    | 件数  | 金額     |
|-------------------------------------|--------------------|-----|--------|
| 法令等により権利が消滅し又は免除したもの<br>(議会の議決不要分)  | 消滅時効が完成し、債権が消滅したもの | 485 | 18,676 |
|                                     | 債権が免除されたもの         | 16  | 234    |
|                                     | 債務者である法人の清算が終了したもの | 2   | 2,836  |
| 実質上、回収が不可能と見込まれるもの<br>(議会の議決を受けるもの) |                    | 24  | 10,941 |
| 合計                                  |                    | 527 | 32,687 |

## (6) 財政援助団体等に対する助言指導の状況（区分2）

財政援助団体等に対する所管課の助言指導の実施状況については、次のとおりである。

実施した債権は4件であり、実施していない債権は2件であった。

また、助言指導内容ごとの実施状況については下表のとおりである。

【実施状況】 (単位：件)

|         | 債権数 |
|---------|-----|
| 実施した    | 4   |
| 実施していない | 2   |
| 合計      | 6   |

【助言指導内容ごとの実施状況】 (単位：件)

|                 | 債権数 |
|-----------------|-----|
| 回収体制・方法の見直しについて | 4   |
| 償還免除基準の見直しについて  | 0   |
| 制度の有効活用について     | 3   |
| 未収金に関する情報公開について | 2   |

## (7) 監査対象未収金の債権管理体制及び債権管理事務の状況（区分3）

区分3に該当する債権は、県営住宅水道料金のみであった。

奈良市・大和郡山市・天理市に所在する県営住宅（10団地）においては、各住戸における水道メーターの検針及び水道料金徴収業務を県営住宅管理事務所または指定管理者が行い、各市水道局に水道料金を支払っているが、一部の入居者に関して未収入となっているものである。

### ア 専任職員の配置状況（H24.4.1現在）

担当職員15名のうち債権管理を専任で行っている職員は2名であった。

13名の職員は、他の業務を行いながら債権管理を行っている。

### イ マニュアルの整備状況

マニュアルを作成している。

### ウ 民間委託の状況

平成23年度において、各住戸の水道メーターの検針及び水道料金徴収業務を民間委託している。

エ 滞納者の状況把握

滞納者の状況把握を行っている。

オ 督促状の発出状況

督促状を債権の全てに発出している。

カ 法的回収手段等の実施について

法的回収手段等を実施していない。

#### 4 債権管理に関する都道府県の状況

税外未収金に係る債権管理について、全都道府県に対し調査を行った。

(平成25年8月実施)

調査結果は、次のとおりである。

調査対象：全都道府県

|     |    |         |
|-----|----|---------|
| 回答  | 46 | (本県を含む) |
| 未回答 | 1  |         |
| 合計  | 47 |         |

##### (1) 税外未収金の債権管理に関する条例・規則・要綱・要領・通知等の制定状況

本設問の集計結果は、次のとおりである。

何らかの定めがある地方公共団体は28団体、全く定めのない地方公共団体は18団体(本県含む)であった。

|                     | 条例 | 規則 | 要綱・要領 | 通知 | その他 |
|---------------------|----|----|-------|----|-----|
| 定めている               | 7  | 15 | 9     | 6  | 8   |
| 定めていない<br>(検討中)     | 5  | 3  | 1     | 0  | 0   |
| 定めていない<br>(検討していない) | 34 | 28 | 36    | 40 | 38  |
| 合計                  | 46 | 46 | 46    | 46 | 46  |

## (2) 議会の議決により債権放棄を行う場合の基準の策定状況

本設問の集計結果は、次のとおりである。

定めている地方公共団体は15団体、定めていないが現在検討中の地方公共団体は2団体、定めておらず検討していない地方公共団体は29団体（本県含む）であった。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 定めている           | 15 |
| 定めていない（検討中）     | 2  |
| 定めていない（検討していない） | 29 |
| 合計              | 46 |

## (3) 債権放棄に係る知事の専決処分の基準の策定状況

本設問の集計結果は、次のとおりである。

定めている地方公共団体は13団体、定めていないが現在検討中の地方公共団体は1団体、定めておらず検討していない地方公共団体は32団体（本県含む）であった。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 定めている           | 13 |
| 定めていない（検討中）     | 1  |
| 定めていない（検討していない） | 32 |
| 合計              | 46 |

## (4) 債権の放棄・消滅等に伴う不納欠損処理の基準の策定状況

本設問の集計結果は、次のとおりである。

定めている地方公共団体は25団体（本県含む）、定めていないが現在検討中の地方公共団体は2団体、定めておらず検討していない地方公共団体は19団体であった。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 定めている           | 25 |
| 定めていない（検討中）     | 2  |
| 定めていない（検討していない） | 19 |
| 合計              | 46 |

## (5) 税外未収金の滞納債権の回収等を集中して実施するための専門組織の設置状況

本設問の集計結果は、次のとおりである。

設置している地方公共団体は6団体、設置していた地方公共団体は1団体、設置していないが現在検討中の地方公共団体は6団体、設置しておらず検討していない地方公共団体は33団体（本県含む）であった。

|                  |    |
|------------------|----|
| 設置している           | 6  |
| 設置していた           | 1  |
| 設置していない（検討中）     | 6  |
| 設置していない（検討していない） | 33 |
| 合計               | 46 |

## (6) 税外未収金の債権管理についての全庁共通的なマニュアル・事務処理要領等の策定状況

本設問の集計結果は、次のとおりである。

定めている地方公共団体は29団体、定めていないが現在検討中の地方公共団体は3団体、定めておらず検討していない地方公共団体は14団体（本県含む）であった。

|                 |    |
|-----------------|----|
| 定めている           | 29 |
| 定めていない（検討中）     | 3  |
| 定めていない（検討していない） | 14 |
| 合計              | 46 |

## 5 本県における取り組み

税外未収金に係る対策については、庁内関係課室を構成員とする未収金対策推進連絡会議（平成18年4月設置）を開催し、全庁的に情報交換や有効な手法の検討を行うなど、未収金の縮減に向けた取り組みがなされているところである。

平成25年度には、行政経営課において、弁護士による税外未収金の債権管理に係る研修会、法律相談を開催し担当機関への支援を行っている。

さらには、税外未収金の総額が近年増加していることから、債権管理に係る基本的な事項について統一的な取扱いを定めることにより、対策の更なる強化を図ることを目的に、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針（平成25年11月22日付け行経第71号総務部長通知）」（以下「債権管理指針」という。）が通知されたところである。

（債権管理指針については、別添【参考】を参照。）

## 6 監査意見

奈良県の財政環境が一段と厳しさを増す中、未収金対策は重要な課題であり、収入確保と負担の公平性の観点から、全庁的に厳正かつ適切な債権管理が強く求められているところである。

今後も新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、より一層効果的かつきめ細かな収納対策の強化・推進に取り組む必要がある。

- (1) 今回監査した各機関の状況も踏まえ、債権管理指針をより実効性あるものとするためには、所管部局が債権の発生から回収までを通して、主体的に責任を持って対応することはもちろんであるが、債権管理指針の策定所管課である行政経営課においても、各機関の債権管理状況の把握及び目標の進捗管理を徹底するとともに、関係所管課と連携のうえ、特に次の項目について検討や取組等を進められたい。

### ア 債権管理マニュアルの整備充実と運用の徹底について

債権管理指針にも記載されているように、債権の状況により

- ・債権発生から債権管理を徹底し、滞納発生の防止に努める段階
- ・滞納発生後の債権回収強化に努める段階
- ・債権回収が困難等になり、債権の整理を検討し進める段階

が考えられるが、その段階に応じて債権管理事務を適時、適切かつ効率的に行うためには、それぞれの段階で具体的にどういう対応をとるのかを体系的に定めた実務の手引きともいえるべき実用的な債権管理マニュアルが必要である。

既存のマニュアルがある場合は債権管理指針に沿った内容となっているか、不十分な点はないか等適宜見直しを行い、また、マニュアルが未整備の場合はマニュアルの作成を行い、それぞれのマニュアルに従った債権管理を徹底するよう指導されたい。

なお、都道府県調査を行った結果、全庁共通的な債権管理マニュアルを作成している団体が多数あった。

債権の内容は様々であり、債権管理も一様ではないが、債権管理に係る事務処理や処分の判断基準等についてできるだけ全庁統一的な取扱いとするためにも、全庁共通の標準的かつ実用的なマニュアル作成についても検討が望まれる。

### イ 延滞金及び遅延利息等の徴収について

公法上の債権（県税を除く）に係る延滞金については、「県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例」（昭和31年4月19日奈良県条例第17号）に基づき徴収する必要があるが、私法上の債権に係る遅延利息等については、契約等の定めにより徴収することとなるが、延滞金または遅延利息等を徴収している債権は少ない状況にある。

延滞金及び遅延利息等が未徴収となっている状況は、期限内に支払った

債務者との公平性を欠くこととなり、問題がある。

これについては未収金と切り離して考えるのは適当ではないことから、全庁的に統一的な取扱いとなるよう、延滞金及び遅延利息等の徴収についての具体的な処理手続や、延滞金の減免基準について、前記条例の所管課と協議のうえ検討が望まれる。

#### ウ 債権放棄に係る基準の明確化について

都道府県調査を行った結果、債権管理条例や指針等により議会の議決により債権放棄を行う場合の基準を明確化している団体もある。

本県については、基準を明確化していないため、他の都道府県の状況も参考にしながら、債権放棄の基準の明確化について検討が望まれる。

なお、基準が明確にされれば、その基準に沿い適時、適切な債権の整理が望まれる。

#### エ 債権管理体制の強化に対する支援等について

ほとんどの機関においては、職員は他の業務を行いながら債権管理を行っている状況である。また、債権回収に係る研修の実施、参加状況から見ても担当職員の債権管理に関する知識やノウハウの習得は決して十分とは言えない。未収金対策推進連絡会議を通じて、研修や相談対応の充実を図るなど担当機関の体制強化に対する一層の支援が必要とされることである。

なお、都道府県調査を行った結果、税外未収金の滞納債権の回収等を集中して実施するための専門組織を設置している団体は設置検討中の団体を含めても1/4程度と少数であった。

例はまだ少ないとはいえ、長期に及んで未収金として固定化しているケースや重複滞納者等のケースでは一元的に債権管理を行うなど業務を集約し、効率的な未収金の回収をめざすため、債権管理を専門とする組織の設置についても調査・研究が望まれる。

#### オ 債権管理のチェック機能の充実等について

債権管理は、専門知識の習熟を必要とし、困難性を伴う業務であるとともに、組織としてその執行状況を客観的に確認、評価していく必要がある。

そこで、適時、適切に債権管理を行っているかについて各機関内部でのチェック体制を整備するよう、また、出先機関に対しては本庁所管課でも事務処理状況の把握に努め、チェック機能を果たすよう、未収金対策推進連絡会議を通して十分指導されたい。

- (2) 県の財政的援助団体等でその未収金額が大きい場合、所管課は当該団体等に対し、債権管理体制を強化し適切な債権管理、ひいては回収の促進に努めるよう指導を徹底されたい。

## 【参考】

＜平成25年11月22日付け行経第71号総務部長通知＞

# 税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針

## 1. 基本的な考え方

負担の公平性及び収入確保の観点から、税外未収金の所管部局（以下単に「所管部局」という。）は、債権の発生から回収までを通して、主体的に責任を持って対応することとする。また、奈良県未収金対策推進連絡会議（平成18年4月設置）を通じて、情報及びノウハウの共有、債権管理に係る職員研修、法的措置を含む徴収強化を図るなど、税外未収金に係る対策をより強力に推進することとする。

## 2 具体的な取組

所管部局は、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」（最判平成16年4月23日民集58巻4号892頁）ことに留意し、他の法令等に定めがない場合には、この指針に基づいて債権管理を行うものとする。

### （1）滞納の発生防止と債権管理の徹底

#### ア 貸付時等の審査の強化

貸付時等の審査事務を厳格化し、必要に応じ、納税証明書や保証人の所得・資産等を把握できる書類を求めること。また、債務者の本籍地は、必ず確認すること。なお、弁済する資力を有しない者を連帯保証人としてすることがないようにすること。

#### イ 債務者や保証人等関係者への制度の周知徹底

債務者が債務不履行になった場合には保証人に対して請求するとともに、債権の保全・回収のために財産調査をはじめ、強制執行等の法的な手段を講じる旨を書面にて周知徹底すること。

#### ウ 債権管理簿等の整備

債権に関する記録は、債権管理の最も基本的な事項であり、裁判時には必要不可欠なものとなることから、以下の事項を記載した債権管理簿を整備するとともに、当初契約書類や各種変更届等の関係資料を適切に保存し、最新の状況を確認できるようにすること。また、別紙「債権管理の事務フロー」を参照し、個々の債権がどの段階にあるのか仕分け・分類し、債権ごとに適切な管理を行うこと。

- ・ 債権の種類
- ・ 債権の名称
- ・ 債務者の氏名及び住所
- ・ 債権の額及び履行期限
- ・ 債権の発生及び徴収に係る履歴（督促等の対応録を含む）
- ・ その他、必要と認める事項

## エ 債務者の状況把握等

債務履行期限までに、債務者が破産等の状態に陥り、債務履行が危ぶまれることもあることから、債務者の資産状況等の情報を収集し、必要に応じて担保や保証人の追加・変更を行うなど、債権の保全・回収のための的確な措置を速やかに講じること。

また、履行期限の繰上げ、債権の申出等を適切に行うこと。なお、債務者が期限の利益を失う場合として、破産手続開始決定等が民法等に規定されているが、破産手続以外の倒産手続（会社更生、民事再生等）には適用がないため、貸付に際し、原則として契約書中に期限の利益喪失条項を定めること。

## オ 債務者にとって利用しやすい納付方法の検討

コンビニエンスストア収納やクレジットカード納付を活用するなど、債務者にとって利用しやすい納付方法を検討すること。

## (2) 債権回収の強化

### ア 督促の徹底

納期限までに納付しない者がいるときは、原則として、発送期日を納期限経過後20日以内、督促状において指定する納付期限を、督促状を発する日から起算して10日を経過した日とすること。債務者が居所不明である場合等には、公示送達の方法により督促を行うこと。

### イ 納付交渉・納付指導

督促指定期日までに納付がない場合は、迅速かつ適切に文書・電話・訪問等による納付交渉・納付指導を行い、早期回収に努めること。納付交渉の際には、それまでの経過を十分に理解して臨み、交渉経過を必ず記録し保存すること。

連帯保証人を設定している場合は、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うこと。

一括納付又は月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の措置をとることができる債権があることに留意すること。

### ウ 所在調査

住民票又は戸籍の入手、勤務先の確認等により滞納者の所在の把握に努めること。滞納者が法人である場合は、商業登記簿謄本を取得することにより、法人の所在地、代表者等の基礎情報を把握し、内容の変更や解散の有無等を、適宜、確認すること。

### エ 財産調査

債務者の協力が得られる場合には、資産や収入の申告書を徴収すること。また、債務者の協力が得られない場合には、法務局、運輸支局への調査を実施するほか、

金融機関、電話・電気事業者、保険会社その他の機関へ調査の協力を要請すること。

#### オ 時効の中断等

税外未収金の時効による消滅を防止するため、債権の種類に留意し、時効中断の手続を確実に行うこと。

#### カ 法的措置

##### (強制徴収)

地方税等の滞納処分の例によるとされた債権（自力執行権のある債権）においては、地方税法等の定める要件に該当する場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

##### (強制執行等)

その他の債権においても、納期限までに納付しない者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止又は履行期限の延長等の措置をとる場合その他特別の事情があると認められる場合を除いて、担保権の実行、強制執行又は訴訟手続による履行の請求（担保権の実行を行ってもなお履行されない場合を含む）の措置をとらなければならない。

#### キ 延滞金の徴収

「県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例」（昭和31年4月19日奈良県条例第17号）に基づき、税外収入に係る延滞金を適切に処理しなければならない。

#### ク 民間委託等の活用

債権回収業務を民間に委託するなど、より効果的かつ効率的な債権回収に努めること。

### (3) 債権の適切な整理

債務者の状況により、履行させることが著しく困難又は不適當であるときは、法令等に基づき、徴収停止、履行期限の延長、債務の免除又は放棄等の手続を行い、債権の整理を進めること。

また、不納欠損処理については、「奈良県債権不納欠損処分基準」（平成20年1月9日）及び平成24年4月2日付け会局会第62号会計局長通知「不納欠損処分にかかる処理について（通知）」に基づき、適切に処理を行うこと。

### 3 債権管理に係る目標の設定

所管部局は、毎年度、債権管理に係る目標を設定することとし、未収金対策推進連絡会議において、その進捗管理を行うこととする。